入間市立新久小学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月１日施行
令和　７年４月１日改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第１３条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉
・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
・全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
・いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（１）　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条より）
つまり、下記の①～④をすべて満たす事象が、法律上のいじめに該当する。

①　行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること ②　甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること ③　甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと ④　当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（２）　いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の５点をポイントとする。
①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために、当該児の安全を保障すると共に、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
⑤学校と家庭が協力して解決にあたる。

Ⅱ　いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

（１）「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、SC（さわやか相談員、SSW）によるいじめ対策委員会を設置する。学期に１回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

（２）いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 ○いじめに関する校内研修の計画、実施 ○「いじめに関する授業」の計画、実施 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	→生徒指導主任 →生徒指導主任・学年主任 →生徒指導主任・研修主任（立案・策定） →生徒指導主任・学年主任（立案・策定） →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	○いじめに係る情報収集・集約・情報共有 ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 ○いじめチェック表での確認 ○いじめチェックシート（保護者）の配布・情報収集 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、教育センター相談員との連携 ○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有	→生徒指導主任・養護教諭 →生徒指導主任・人権教育主任 →生徒指導主任 →教育相談担当・ＳＣ →校長、学年主任 →校長・担任・養護教諭
早期対応	○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の子供に対する組織・継続的な観察、指導 ○被害の子供や保護者へのＳＣを利用するなどの心のケア	→校長、生徒指導主任、学年主任、担任 →学年主任、担任 →校長、教育相談担当・ＳＣ
重大事態への対処	○市教育委員会への報告と連携 ○被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡 ○緊急保護者会の開催検討、実施 ○法第２８条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携	→校長 →校長 →校長 →教頭 →校長、学年主任、担任 →校長、教頭

Ⅲ　いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉
・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。
・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

（１）互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり
・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
・一人一人の子供を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

②基本的生活習慣の確立
・「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践
・ねらいを明確にした授業を実践する。
・児童の言葉でまとめ振り返りの時間の設定をする。

④授業規律の確立
・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

⑤行事や委員会活動の充実
・運動会、新久小祭り、六年生を送る会などの行事や児童会活動などで、子供たちの主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

（２）命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践
・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
・就業体験やボランティア体験、福祉体験、農業体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践
・構成的エンカウンターやソーシャルスキルワークを積極的に取り入れる。

（３）職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施
・学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、教職員への正しい理解の促進を行う。

また、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の児童生徒に対する適切な指導を組織的に行う。

① 発達障害を含む障害のある児童生徒
② 海外から帰国した児童生徒や国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
④ 東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒

（４）保護者や地域への働きかけ

①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開
②定期的な学校だよりの発行
③ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供。

・いじめの防止等に向けた取組については、学校評価の評価項目に位置付けることが必要である。いじめの防止等のための取組について学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を教育委員会及び保護者･地域に報告するとともに、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

Ⅳ　いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

・いじめを発見した、又はいじめの報告を受けた教員は、特定の教職員で対応せず、管理職及びいじめ対策委員会に直ちに報告して情報の共有を図るなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。そして、管理職の指示の下、いじめを受けた児童・生徒及びいじめをした児童・生徒の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及び解消に向けた指導への理解と協力を得る。
・報告を受けた管理職及びいじめ対策委員会は、事実の確認と解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導するとともに、教育委員会へ報告する。

（１）日々の観察

・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

（２）学校生活に関するアンケートの実施

・年３回実施し、アンケートをもとに丁寧な聞き取りを行う。

（３）いじめチェック表の利用

・学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

（４）いじめチェックシート（保護者）の実施

・いじめチェックシート（保護者）に配布し家庭と連携して児童を見守る。

（５）教育相談体制の充実

①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
②「学校教育相談日」を学期毎に設定する。
③相談室（けやき）の利用，電話相談窓口等について、児童に広く周知する。
④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
⑤家庭訪問や二者面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
⑥公の相談窓口、相談機関について広報する。

（６）地域との連携

①学校地域連絡協議会や学校サポートチームなど、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
②学校応援団との連携を図る。

Ⅴ　いじめへの対応

〈基本方針〉
・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
・被害者児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

（１）いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に 報告する。また、 緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。

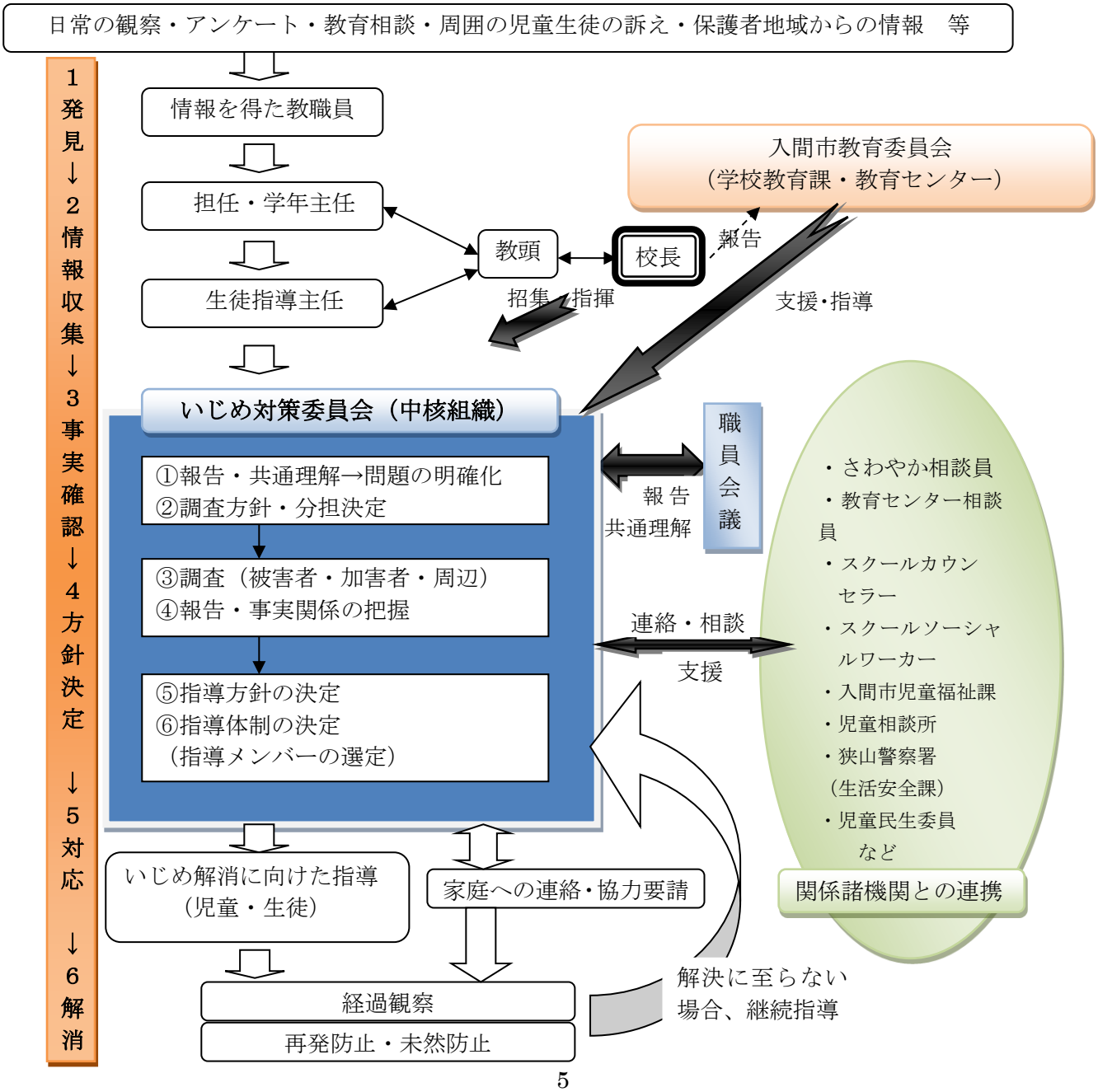

・いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、次の２つの要件が満たされて解消と捉えることとし、その確認は、児童生徒が信頼できる教職員等が、秘密が確実に守られる条件の下で、丁寧に行うものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（２）重大事態が発生した場合

法第２８条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

・重大事態を把握する端緒

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」等と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に着手する。

【重大事態の定義】第２８条

１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

Ⅵ　ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉
・携帯電話（スマートフォン、フューチャーフォン）を子供が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、携帯電話を持たせるべきではないと考える。
・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話を所持している現状があり、子供や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

（１）ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

①メールによるいじめ
②ブログ・プロフによるいじめ
③チェーンメールによるいじめ
④学校裏サイトによるいじめ
⑤ＳＮＳによるいじめ
⑥動画共有サイトによるいじめ　　など

（２）保護者に対して以下の内容を啓発

①そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話を持たせる必要があるのか、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
②子供たちのパソコンや携帯電話を管理するのは、保護者である。
③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

（３）インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
③違法情報や有害情報が含まれていること。
④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながることがあること。

Ⅶ　いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ対策委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 職員会議 学級保護者会	第１回委員会	学級開き （人間関係づくりのスキル） 情報モラル指導	教育相談・生徒指導研修会
5	職員会議		子ども安全見守り講座 （５６年児童 保護者対象）	生徒指導委員会 人権作文
6	講話朝会 職員会議	第２回委員会	非行防止教室 いじめに関する集中指導	学校教育相談日
7	学級保護者会	第３回委員会 集計・分析 ←	いじめ防止強化週間	生徒指導委員会 児童民生委員懇談会 第１回学校生活アンケート
8	職員研修 職員会議			
9				生徒指導委員会
１０	職員会議			学校教育相談日 生徒指導委員会
１１		第４回委員会		教育相談・生徒指導委員会
１２	学級保護者会 生徒指導委員会	 集計・分析 ←	いじめ防止強化週間	生徒指導委員会 第２回学校生活アンケート
1	職員会議			学校教育相談日
2	職員会議 学級保護者会	第５回委員会		学校評価アンケート 生徒指導委員会
3		第６回委員会 集計・分析 ←	いじめ防止強化週間	第３回学校生活アンケート

別紙１

１　いじめられた児童のサイン

　いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場　面	サ　イ　ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教科書や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。 特定の児童同士が目配せをしながら、個人をにらむ。
休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたり破けていたりがある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

２　いじめた児童のサイン

　いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミニューションをとり、状況を把握する。

	サ　イ　ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。 一部の友達同士だけで手紙等をまわしている。

別紙２

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サ　イ　ン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 靴や物が隠される。 意味が不明な私語が交わされる。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サ　イ　ン
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。